## 町の財政状況を見る

# 令和元年度 財政指数および健全化判断比率

県や市町村の財政を適正に運営することを目的として、平成19年度決算から財政健全化に関係す る各指標(成績)の公表が法律(財政健全化法)で義務付けられています。

## ■財政健全化法とは

健全化判断比率の指標を「早期健全化基準」と「財政再生基準」に照らし合わせて財政状況をチェックする とともに、国民健康保険事業などの特別会計や水道事業などの企業会計も合わせた決算もチェックして、町の 財政状況をより明らかにしようとする法律です。

## ●早期健全化基準をオーバーすると?

財政のイエローカードです。財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を行います。

## ●財政再生基準をオーバーすると?

財政再生団体となり、事実上破綻となります。財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組むこと になります。総務大臣の許可がなければ地方債の借り入れができなくなります。また、税金や公共料金の増額、 住民サービスの見直しをせざるを得なくなります。

## ■財政の健全度を判断する4つの指標(成績)

町の財政を5人家族(会社勤めのお父さん、パートで働くお母さん、学校に通う子ども2人と年金暮らし のおばあちゃん)の家計に例えて表してみました。

## 1 実質赤字比率

- 一般会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
- →鶴田町は赤字ではないため数値はありません

※家計に例えると … お父さんにかかった年間の費用 の赤字が、家族の年収(会社収 入+パート収入+おぼあちゃん の年金+子ども手当) に占める 割合

## 2 連結実質赤字比率

町の全会計(一般会計等+公営企業会計等)の赤 字が標準財政規模に占める割合

→鶴田町は赤字ではないため数値はありません

※家計に例えると … 家族全員分にかかった年間の費 用の赤字が、家族の年収に占め る割合

#### 3 実質公債費比率

町の全会計と町が一部事務組合に負担する公債費 が標準財政規模に占める割合

→鶴田町は … 12.8% (平成 30 年度は 12.5%)

※この比率は18%以内が望ましいとされていま す。

(早期健全化基準 25.0%、財政再生基準 35.0%)

※家計に例えると … 年間にお父さんが借金を返済す る金額の、家族全員分の年収に 占める割合

#### 4 将来負担比率

町の全会計と町が一部事務組合に対して将来負担 すべき債務が標準財政規模に占める割合

→鶴田町は … 150.2%(平成 30 年度は 132.1%) (早期健全化基準 350.0%)

※家計に例えると … 将来にわたりお父さんの支払う 借金の総額が、家族全員分の年 収に占める割合

「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は、赤字の場合「△」で表示し、赤字がない(黒字または収支均衡) 場合は数値はありません。

## 令和元年度 鶴田町財政状況等一覧表

表の 見方

- ・形式収支:歳入から歳出を差し引いた額
- ・実質収支:形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額 ・債務負担行為に基づく支出予定額:前年度末時点で予算に定めている支出予定額のうち、地方債をその 財源にすることができる経費に係るもので、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額。

### 1 一般会計等の財政状況

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債 現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額
一般会計	9,123	8,885	238	233	7,535	9
学校給食特別会計	50	50	0	0	0	0
計	9,173	8,935	238	233	7,535	9

(単位:百万円)

(単位:百万円)

標準財政規模
3,784

#### 標準財政規模

町が1年間に自由に使える財 源の標準的な規模を表します。

## 2 公営企業会計等の財政状況

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額 / 不足額 (実質収支)	企業債(地方債) 現在高	備考		
水道事業会計	281	235	46	348	1,367	法適用企業		
下水道事業会計	728	574	154	132	5,490	(※)		
国民健康保険事業特別会計	1,957	1,740	217	217	0			
介護保険事業特別会計	1,823	1,746	77	77	50			
後期高齢者医療事業特別会計	142	137	5	5	0			
計				779	6907			

(単位:百万円)

※地方公営企業法を適用している公営企業のこと

## 3 充当可能基金の状況

充当可能基金名	平成 30 年度決算 A	令和元年度決算 B	差引 B - A
財政調整基金	534	315	△219
減債基金	22	0	△ 22
その他充当可能基金	575	710	135
計	1,131	1,025	△ 106

「充当可能基金」とは、基金のうち 地方債の償還等に充当可能な現金、 預金、国債、地方債等の合計額をい い、貸付金および不動産等は含まな 61

#### 4 財政指標の状況 (※上記の状況を国の法律に基づき算定した結果)

(単位:%「財政力指数を除く」)

財政指標名	平成 30 年度 決算 A	令和元年度 決算 B	差引 B – A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成 30 年度 決算 A	令和元年度 決算 B	差引 B – A	
実質赤字比率 (赤字の場合△)	_	_		△ 15.0	△ 20.0	水道事業会計	_	1	_	
連結実質赤字比率 (赤字の場合△)	_	_	_	△ 20.0	△ 40.0	下水道事業会計	_	_	_	
実質公債費比率	12.5	12.8	0.3	25.0	35.0					
将来負担比率	132.1	150.2	18.1	350.0		上記の「資金不足比率」の早期健全化基準に相				
財政力指数	0.26	0.27	0.01			する「経営健全化基準」は、公営企業を除き、				
経常収支比率	91.8	91.4	△ 0.4			律△ 20%である(公営企業は 0 %)。				

「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は、赤字の場合「△」で表示。赤字がない(黒字ま たは収支均衡)場合は「一」で表示